

横須賀市立看護専門学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「横須賀市立看護専門学校同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と資質の向上をはかり、母校の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事を行う。

2. 会報及び会員名簿の刊行
3. 会員相互の連絡ならびに親睦
4. 母校行事の支援
5. 会員の資質向上の為の講演・研修会等の開催
6. その他必要と認めた事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は、横須賀市立看護専門学校におく。

第2章 会員・正会員

(会員・正会員)

第5条 本会の会員は、以下のとおりとする。

2. 卒業した時点で会員となる。
3. 会費納入をもって正会員となる。
4. 正会員は永久会員となる。
5. 正会員は、各期生ごとに同窓会委員2名ないし3名を選出する。
6. 各期生とは、卒業年度の期生をいう。
7. 正会員は、住所の移転その他異動のある時は直ちに事務局に報告する。
8. 正会員は、本会の名誉を毀損する行為のある場合は、総会の議決によって除名される事がある。
9. 正会員となる場合は、いつでも申し込むことができる。
10. 会員・正会員について、定期総会5回目までは総会時の議決に関して、会員・正会員総数と考える。

(会計)

第6条 会員は、入会にあたって入会金および会費5,000円を納入する。(入会金3,000円および永久会費2,000円)新卒業生は、卒業時に納入することとし、納入会費は返金しない。なお本会は、総会で議を経た場合は別に臨時に会費を徴収する事を認める。

第7条 本会の経費は、会費、寄付金、利息及びその他必要に応じて徴収する経皮をもってあてる。

第8条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、定期総会時に監査報告する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員及び同窓会委員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記	3名
会 計	3名
広 報	3名
会計監査	2名
同窓会委員	各期生 2名～3名まで

(職務)

第10条 役員の職務は次の通りとする。

2. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
会長は役員会・同窓会委員会に置いて選出され、総会で承認を得た者とする。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。
副会長は会長が各期生同窓会委員の中から指名する。
4. 書記は本会の総会、役員会の議事を記録し保管する。
 - (1) 書記は会長が各期生同窓会委員の中から指名する。
 - (2) 書記は総会、他役員会の記録をする。
5. 会計は本会の財務を担当し、年度毎決算する。
6. 会計監査は毎年度末に会計を監査する。
7. 広報は本会を活性化させるための広報活動をする。
8. 同窓会委員は各期生毎に2名～3名選出され、会長が任命する。
9. 役員は役員会を組織し、本会の事務執行にあたり、重要な事項は総会に於いて討議決定する。
ただし、緊急を要する事項は役員会がこれを処理する。

(任期)

第11条 役員の任期は3年とし再任を妨げない。

2. 本会の年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。
3. 役員に欠員が生じた場合、役員会で会長が後任を任命する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。役員が辞任しようとする時、またはその任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 顧問及び特別会員

第12条 本会に若干の顧問をおくことができる。

2. 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じる。
4. 顧問は本会の運営につき相談役となる。
5. 特別会員は、本施設の職員であった者、またはその職にある者、及びその他、本会で適当と認められた者。
6. 顧問・特別会員は会費を免除される。

第5章 会議

(総会)

- 第13条 会議は、定期総会、臨時総会、役員会（同窓会委員会を含む）とする。
2. 定期総会は、年1回開催し、会長が招集する。
日時は、毎年5月第3週土曜日とする。
 3. 定期総会後は懇親会を催し、会員の親睦を図る。
 4. 定期総会は、本会の最高議決機関とする。
 5. 定期総会の議長は、総会に出席した、会員の互選により選出する。

(役員会)

第14条

2. 会の進行は会長が行う、ただしやむを得ない場合は副会長が代行する。
3. 役員会（同窓会委員を含む）毎年3回以上開催する。
4. 役員会は次の事項につき審議する。
 1. 会則の変更
 2. 事業計画
 3. 予算および決算
 4. その他必要な事項
5. 役員会は役員3分の2以上の出席により成立し、決議は半数以上の多数決による。
6. 臨時総会の開催は、役員会が必要と認めたとき、または会員から招集を要求された場合には、遅滞なく招集しなければならない。
7. 役員会は会長、副会長、書記、会計、広報、会計監査、同窓会委員で構成され、会長が招集する。

(議決)

- 第15条 定期総会は正会員数の出席者（委任状を含む）の10分の1以上が出席しなければ、その議事を議決することはできない。
2. 臨時総会は正会員の5分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ、その議事を開き議決することはできない。
 3. 議事の可否同数のときは会長が決定する。
 4. 臨時総会の議長は出席した会員の互選により選出する。

(総会における委任)

- 第16条 やむを得ず、総会に欠席する場合、代理人を選出し正会員に表決委任することができる。
この場合出席したものとみなす。

- 第17条 役員会は次に次に掲げる事項を審査する。

2. 定期総会に提出する議題。
3. 会長に諮問された時。
4. 定期総会で委任された事項。

- 第18条 次の事項は定期総会に提出しその承認を得なければならない

2. 事業計画及び収支予算。
3. 事業報告及び収支決算。
4. 財産目録及び貸借対照表。
5. その他役員会で必要と認めた事項。

第6章 会則の変更並びに解散

第19条 会則の変更並びに解散は総会の決議に依らなければならない。
会則変更、本会解散については定期総会の決議による。

附則 本会則は 平成29年6月1日より施行する。

改訂 本会則は 平成30年5月26日より施行する。